

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和6年11月6日(2024.11.6)

【国際公開番号】WO2023/162659

【出願番号】特願2024-502980(P2024-502980)

【国際特許分類】

G 0 2 B 3/00(2006.01)

B 3 2 B 7/025(2019.01)

B 3 2 B 27/30(2006.01)

B 3 2 B 7/023(2019.01)

C 0 8 L 101/12(2006.01)

C 0 8 L 27/12(2006.01)

C 0 8 L 67/00(2006.01)

H 0 5 K 1/03(2006.01)

H 0 5 K 1/16(2006.01)

H 0 5 K 1/02(2006.01)

H 0 5 K 3/28(2006.01)

G 0 2 B 5/18(2006.01)

G 0 2 B 5/30(2006.01)

G 0 2 B 5/20(2006.01)

10

20

【F I】

G 0 2 B 3/00 A

B 3 2 B 7/025

B 3 2 B 27/30 D

B 3 2 B 7/023

C 0 8 L 101/12

C 0 8 L 27/12

C 0 8 L 67/00

H 0 5 K 1/03 6 1 0 G

H 0 5 K 1/16 Z

H 0 5 K 1/02 A

H 0 5 K 3/28 C

G 0 2 B 5/18

G 0 2 B 5/30

G 0 2 B 5/20

30

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月5日(2024.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス転移温度が160以上であり、且つ少なくとも一方の面の表面粗さR<sub>a</sub>が300nm以下である、メタマテリアル用基材。

【請求項2】

誘電正接が0.01以下である、請求項1に記載のメタマテリアル用基材。

40

50

## 【請求項 3】

フッ素系ポリマー及び液晶ポリマーからなる群より選ばれる少なくとも1種を含有する、請求項1に記載のメタマテリアル用基材。

## 【請求項 4】

請求項1～請求項3のいずれか一項に記載のメタマテリアル用基材と、前記メタマテリアル用基材の表面粗さRaが300nm以下である面に、パターンとを備え、且つ

前記パターンが、導電性材料、及び、不導体から導体に変化する材料の少なくとも一方により構成される、メタマテリアル。

## 【請求項 5】

前記パターンの厚さが、5μm未満である、請求項4に記載のメタマテリアル。

10

## 【請求項 6】

前記パターンが複数の構造体を含み、且つ

前記構造体が分割リング共振器である、請求項4に記載のメタマテリアル。

## 【請求項 7】

前記パターンが、前記導電性材料により構成され、且つ前記導電性材料が金属を含む、請求項4に記載のメタマテリアル。

## 【請求項 8】

請求項4に記載のメタマテリアルと、

前記メタマテリアルの前記パターン側表面に設けられた有機膜と、を備える、積層体。

## 【請求項 9】

前記有機膜の温度40℃、相対湿度90%の環境下における透湿度が、3000g/(m<sup>2</sup>・24時間)以下である、請求項8に記載の積層体。

20

## 【請求項 10】

前記有機膜が、紫外線吸収剤を含有する、請求項8に記載の積層体。

30

40

50